

午前10時01分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第7号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会並びに決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・萩野忠好君登壇）

○厚生委員会委員長（萩野忠好君） 厚生委員会は、去る9月1日の本会議において付託を受けました議第76号平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）外5件につきまして、9月12日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、保険年金課関係議案の議第76号平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第83号別府市国民健康保険条例の一部改正についての2件についてであります。

まず、議第76号については、国民健康保険法の一部改正に伴い従来の高額医療費共同事業に加え、増大する国保の医療費負担に対し市町村国保の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、高額な医療費負担を都道府県単位で調整することを目的に、国保連合会を実施主体とする保険財政共同安定化事業の創設がなされ、平成18年10月1日から同事業を実施するに当たって補正を行うものであり、議第83号については、健康保険法の一部を改正する法律などにより出産育児一時金の額が平成18年10月1日より、現行の30万円から35万円に引き上げられることに伴い条例を改正するものとの当局説明を適切妥当であると認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、障害福祉課関係議案の議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分及び議第82号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正についての2件についてであります。

まず議第75号については、平成18年10月1日より全面施行される障害者自立支援法に伴い、地域生活支援事業などの補助金及び一般財源による歳入と各種福祉サービスの原則1割の利用者応益負担を軽減するため、別府市独自の軽減措置として負担上限額を設けることによる歳出の補正、また議第82号については、心身障害者福祉手当の支給対象者に精神障害者を加えることに伴う条例改正であるとの当局の説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、児童家庭課関係議案の議第81号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、障害者自立支援法の施行により児童福祉法の一部が改正され、条文の項の移動が生じたことに伴い条例を改正しようとするものとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、保健医療課関係議案の議第80号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

さきの6月議会において県の助成制度をベースとした改正案に対し議決がなされましたが、負担減の方向で検討するよう附帯決議を付したことに對し、別府市の少子化対策における子育て支援策として保護者の子育てにかかる負担を軽減するため、条例の改正をすることにより、ゼロ歳から3歳未満児の児童の入院費及び通院費については、一部自己負担分を市が単独で助成することにより無料とするものとの当局説明がなされたところであります。

これに対し委員より、制度改正の情報を医療機関の窓口などにわかりやすく表示するなどのPRをしてほしいとの要望がなされましたが、当局より、今後の啓発活動については

積極的に取り組みたいとの答弁を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・嶋 幸一君登壇）

○建設水道委員会委員長（嶋 幸一君） 建設水道委員会は、去る9月1日の本会議において付託を受けました議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分外3件について、9月12日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、土木課関係議案についてであります。

議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分について、当局より、主として吉弘踏切取りつけ道路改良事業の測量設計等委託料を補正計上するものであり、かねてから懸案事項であった吉弘踏切取りつけ道路の改良をJRや公安委員会と協議を重ねた結果、計画の基本合意が得られたため、地元説明会を開催し、踏切改良促進の要望書の提出をいただいた。本年度実施設計を行い、来年度工事に着手、平成21年度の完成を予定しているとの説明がなされました。

これに対し委員より、吉弘踏切の改良にこれまで着手できなかった理由について質問がなされ、これに対し当局より、幾度となく計画が持ち上がったものの、地元の合意や国の承認が得られなかったとの答弁がなされました。

また、他委員より、利便性の向上に伴い、交通量の増加等が予想され、危険が増える。全国的に踏切事故が多発している現状にかんがみ、交通安全対策については十分留意するようとの要望がなされました。

次に、議第86号市道路線の認定及び廃止について、当局より、認定1路線、廃止2路線についての説明がなされましたが、この説明を了とし、採決の結果、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算土木課関係部分及び議第86号市道路線の認定及び廃止については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決されました。

次に、総合体育施設建設室関係議案であります。

議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分について、当局より、民有地の買収が合意に達したため、別府市民球場建設の計画変更による結果、工事費の増額に伴う債務負担行為限度額の補正を計上するものであり、設計変更による観客収容人員の増等4項目にわたる計画変更箇所の説明がなされ、続いて、議第87号工事請負契約の締結については、別府市民球場新築工事の契約である旨の説明がなされました。

これに対し委員より、ナイター照明等球場の設備や周辺整備、駐車場対策等に関する要望やスポーツ観光に資するため、関係各課との連携を図り、早急に別府市民球場のPR戦略を立てるべきである等の意見がなされました。

最終的に議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算、総合体育施設建設室関係部分及び議第87号工事請負契約の締結についての2議案については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決することに決しました。

最後に、議第78号平成17年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成17年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、平成17年度主要事業及び決算の内容並びに平成17年度の純利益を法定積立金である減債積立金及び任意積立金である建設改良積立金に処分するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、労働生産性の問題、老朽管の現状や布設がえの状況等、また今後

の水道事業のあり方についての質疑や意見がなされましたが、最終的に議第78号平成17年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成17年度別府市水道事業剰余金の処分については、原案のとおり認定及び可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

○総務文教委員会委員長（黒木愛一郎君） 総務文教委員会が、去る9月1日の本会議において付託を受けました議案は、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外3件であります。9月12日に委員会を開会し慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について簡単に御報告いたします。

初めに、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分であります。

政策推進課関係では、今年度より地方債が一定の基準のもと許可制から協議制に制度が変わり、県の同意の内示があったことに伴い今回財源補正をするものである。

議会事務局関係では、平成18年5月21日に執行された別府市議会議員補欠選挙により、議員の現員数が29名から30名となったことに伴う補正であるとの説明がなされ、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号平成18年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

この議案も、今年度より地方性が一定の基準のもと許可制から協議制に制度が変わり、県の同意の内示があったことに伴い今回財源補正をするものであるとの当局の説明を了とし、全員異議なく可決されました。

続いて、議第85号別府市消防本部及び消防署に関する条例等の一部改正についてであります。

消防組織法の中に「新たに市町村の消防の広域化」という条文が新しく加えられたために、消防組織法の一部を改正する法律により、消防組織法の条項移動が生じたことと、障害者自立支援法の施行により、地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い条例を改正するものであるとの当局の説明を妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決されました。

最後に、議第79号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。

公務災害の補償について、ことし4月に国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が施行されている。これを受けて今回、一般職員と同様に議員と非常勤職員についても同様な改正を行うものである。これまでは住所と勤務場所との間の往復のみが勤務途中における公務災害の適用範囲としていたが、今回の改正により勤務場所から勤務場所への移動についても公務災害の対象となる。具体的には、議員で副業を持っている場合、その就業場所から市役所へ通勤していて事故等に遭った場合にも公務災害が適用される等々の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決されました。

以上、当委員会に付託を受けました議案4件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 観光経済委員会委員長。

(観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇)

○観光経済委員会委員長(野口哲男君) 観光経済委員会は、去る9月1日の本会議において付託を受けました、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分外1件の議案について、9月12日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、競輪事業課関係の議第84号別府市自転車競走実施条例の一部改正についてであります。

別府競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、1人につき500円以下とあるものを、1人につき1,550円以下に改めるものであり、別府競輪場に有料特別室等を新設することによる入場料の見直しに伴い条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、有料特別室を新設するに至った経緯や、有料特別室への入場方法についての質疑に対し、当局から、他のほとんどの競輪場にも有料特別室があり、以前よりお客様から特別室で観戦したいとの強い要望があったためである。また入場については、来場順に入場していただくようにしたいとの答弁がなされました。

以上の質疑を経て採決の結果、原案については適切妥当であると認め、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算(第3号)商工課関係部分についてであります。

本年6月に改正・公布されたまちづくり3法に伴い、平成12年に策定した別府市中心市街地活性化基本計画について、今後行政で組織する庁内推進協議会と民間で組織する活性化協議会に加え、さらに市が委嘱する策定委員会で協議を重ね、改正内容に準じた新たな基本計画を策定しようとするものであり、今回組織する策定委員会にかかる経費として補正予算を計上したものであるとの説明がなされました。

委員より、策定委員会のメンバーを構成するに当たっては、各種団体から幅広く、そして慎重を期して組織していただきたい。また市民が中心市街地に何を求めているかなどの調査を十分に行うこと。さらに中心市街地の活性化は急務でもあるため、早急に委員会を立ち上げ基本計画を策定していただきたい等々の要望がなされましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(永井 正君) 決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長・首藤 正君登壇)

○決算特別委員会委員長(首藤 正君) 去る9月11日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託を受けました議案は、議第88号平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月11日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私・首藤正が委員長に、野口哲男君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議いたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なくさらに閉会中も引き続き継続審査にすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要について、御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、各常任委員会並びに決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（10番・平野文活君登壇）

○10番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第78号平成17年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成17年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する反対討論を行います。

我が党は、かねてより水道事業の三つの改革を提案してきました。その中で、事業費の抑制や経営の合理化については、端緒的ではあるが手をつけ始めています。しかし、第3の改革、財源対策の見直しについては遅々として進んでおりません。平成6年度、中村市長のもとで策定された中期計画では、財源対策として料金値上げのほかに開発負担金制度の創設や安全対策費は一般会計からという方針が掲げられておりました。ところが平成9年度、井上市長のもとで実行されたのは料金値上げだけでした。さらに平成15年度、井上市長のもとで設置された経営審議会は、再び公費負担のあり方を検討すべきと提起しましたが、平成16年度、浜田市長のもとで策定された新基本計画では、再度この提起は無視され、「公費負担」という文言さえ完全に消えてしまいました。その一方で、最大で平成24年度までに18.3%の料金値上げが提起されているのであります。我が党は、このような財源対策を容認することはできません。

我が党は、料金収入以外の財源対策としては、国が示している繰り出し基準を活用すべきと一貫して主張してきました。繰り出し基準とは、料金に転嫁することが適切でない費用について一般会計から繰り入れした場合、その費用の一部を地方交付税で国が見るといふものであります。ところが、この基準の第1に挙げられている消火栓に要する経費についても、別府市の方針は、幾ら経費がかかろうと、一般会計は年間700万円しか見ないというものであります。全経費を一般会計から繰り出すと是正したのは平成16年度からであって、我が党が最初に問題提起した平成12年度から4年後にやっと重い腰を上げたというのが実態です。

さらに、繰り出し基準の中で最も多額の経費を要する安全対策事業について、我が党の問題提起に対して従来の答弁は、基準に該当する事業はないというものでした。今議会の答弁で、初めて地震対策の緊急遮断弁が該当するというのを認めました。これは一歩前進です。しかし、平成10年度に設置した新鮎返配水池の緊急遮断弁の費用2,500万円も、平成18年度に設置された扇山配水池の遮断弁2,440万円も、一般会計からの繰り入れはなく、全額水道料金に転嫁されております。今後、荘園配水池や実相寺配水池に設置が予定されておりますから、全額繰り入れを強く求めます。

このように別府市は、本来水道料金収入で賄うことが適切でない経費まで長年にわたって料金に転嫁してきたのです。しかも当局が現時点で認めているのは、ほんの一部にすぎません。我が党の見解では、値上げされた平成9年度以降でも、鮎返配水池増設事業1億1,552万円や基幹施設耐震補強事業6億505万円や鮎返ダム改良事業3億4,728万円、さらに国道10号の送水管事業2億2,041万円など合計約23億円は、安全対策費用として一般会計が負担すべきだったと考えております。

さらに、基準には該当しませんが、立命館関連事業1億3,000万円や福祉減免経費、平成11年から合計約1億6,000万円など、本来なら一般会計の政策経費で実施すべきでありました。別府市は、実に多額の事業費を不当にも全額水道料金に転嫁してきたの

であります。

平成7年度策定の中期計画で掲げられた、安全対策費は一般会計からという方針が実行されていたならば、平成9年度からの4割も値上げは必要ありませんでした。ましてやこうした財源対策の見直しをすることなしに、再び平成24年度までに最大で18.3%もの料金値上げを計画するという事は、断じて認められません。これは浜田市長の政治姿勢にもかかわる重要課題と考えているということをお願いして、水道決算についての反対討論を終わります。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第88号平成17年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおりさらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第78号平成17年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成17年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成17年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成17年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号平成18年度別府市一般会計補正予算（第3号）から、議第77号平成18年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで並びに議第79号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから、議第87号工事請負契約の締結についてまで、以上12件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上12件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上12件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第89号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第89号は、人権擁護委員として首藤展子氏を推薦いたしたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第89号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に日程第3により、報告第14号別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第19号寄附受納についてまで、以上6件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第14号から報告第17号までの4件は、本市が出資しております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

報告第14号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成17年度の主要事業として、公共棟では空調整備4基のうちの2基の取りかえ工事と、住宅棟ではエレベーターホールの雨水侵入を防止するための雨どい改修工事を行い、施工いたしました。住宅の貸室状況につきましては、今期10件の入・退去者がありましたが、退居時において内装及び設備の補修や更新をし、きれいな貸室の提供に心がけた結果、ほぼ100%の入居率を維持しております。

事業収支につきましては、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約7,110万円の利益となっております。

平成18年度においては、引き続き事業収支の健全化に努めるとともに、常に経営の見直しを図ってまいりたいとの報告であります。

報告第15号は、別府開発ビル株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

営業状況につきましては、これまで同様駐車場のみの営業であります。駐車場は、無人化による24時間営業を実施し、駐車スペースの弾力的な運用を図っていますが、近隣に同様な駐車場が2カ所設置されたこともあり、収入につきましては前年と比較して126万4,000円の減収となり、当期利益として約682万円を計上しております。

今後とも経費節減を図るとともに、増収に向け一層の努力をしたいとの報告であります。

報告第16号は、財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出についてであります。

平成17年度は、独自事業として温泉給湯等5事業、別府市からの受託事業としての的ヶ浜駐車場等10事業の計15事業を実施いたしました。ただし、平成18年4月から指定

管理者制度の導入や不採算事業の整理等に伴い、従業員数は115名から58名に削減し、4独自事業と7指定管理者事業の計11事業を実施しています。

平成17年度事業収入は3億8,997万8,000円で、事業費用は4億2,107万7,000円、事業外損益はマイナス38万円となり、計上損益はマイナス3,147万9,000円となりました。平成17年12月には、経営立て直しのため経営改善プランを作成し、平成18年4月から計画をスタートさせ、職員人件費を平均10%引き下げたとの報告であります。

報告第17号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況説明書類の提出についてであります。

ゴルフ業界を取り巻く環境が依然として厳しい中、預託金問題については、その解決に向けて努力しているということであり、また松くい虫被害木については、昨年12月から1月末までの間、平日をクローズして3,781本を処理したとの報告であります。一方、平成18年1月から低料金価格により入場者数も大幅な伸びを示し、今後の営業に明るい兆しが見えてまいりました。

平成17年度の収支は、収入1億5,240万5,361円に対し、支出2億4,768万703円で、9,527万5,342円の減収となりましたが、この中には減価償却費と枯れ松被害木処理費用の特別損失金、伐採した松の固定資産除去額等が計上されております。

平成18年度は、低料金価格により入場者の増員を図り、収入の向上を目指すとともに、引き続き支出の節減により収益の向上を目指し、赤字体質の脱却を図るとの報告であります。

報告第18号は、市道上の事故外7件の和解等につきまして、地方自治法180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第19号は、寄附受納の報告であります。温泉関係、商工関係、土木関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上、6件について御報告いたします。

○議長（永井 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

○24番（泉 武弘君） 昨日の扇山ゴルフ場問題の控訴審で、原告側が和解を拒否という新聞報道がありましたけれども、この原告の和解拒否によって、今後扇山ゴルフ場の経営に及ぼす影響等についてどのようにお考えになっているのか、まずこれから御答弁を願いたいと思います。

○総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

私どもといたしましては、裁判の推移を見守りながら、その結果を踏まえまして検討させていただきたい、今はそういうふうには思っております。

○24番（泉 武弘君） 裁判の推移を見ながらということですが、これは経営そのものが瓦解するかどうかというほど大きい要素を持っているわけですね。この原告の要求に対して請求額400万を払うということになりますと、他の会員の皆さん方にも及ぼす影響が実は大です。そうなってきますと、「裁判の推移を」ということの以前に、これに対して今後裁判をさらに継続していくのかどうか、これに対してどういうお考えですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

高裁の判決がまだ出ておりませんので、現時点ではお答えは差し控えさせていただきます。



○24番(泉 武弘君) 市長、7月6日に別府市扇山ゴルフ場預託金債権者会議のお三方と取締役会長の市長、それから取締役社長の平野さんとの間で協定書を結んでおられますね。この協定書の履行について、市長は本当にできるというふうにお考えなのでしょうか。できるというふうに現時点で判断をされるのであれば、その根拠も一緒に示してくださいませんか。

○総務部長(友永哲男君) お答えいたします。

協定書につきましては、預託金会員の皆さんと会社で取り交わされたものというふうには私どもは認識をいたしております。会社といたしましては、今、自主再建を図りながら履行しようとするものであります。そういう中で市といたしましても、議会とも御相談をしながら対応方を考えさせていただきたいというふうには、今考えているところでございます。

○24番(泉 武弘君) いや、部長ね、私が聞いているのは、ここに償還期限到来後から4年後200万円を返還する、残り200万円は100万円の会員権を2口とする、こういうふうには明確にうたっているんですね。それで、もうすでに償還期限は来ているんですね、この協定以外に。本来の民法上の償還をしなければいけない期限は来ているわけです。そうなりますと、4年後に200万円を返すということになりますと、営業収入だけで財源確保というのは極めて私は難しいのではないかと、こう思うのですよ。そうなると、ここの補則事項の中にあります、公的支援を市に対して働きかける、この部分が極めて重要な意味を持つのではないかと、こう思うのですね。これらとの関係はどういうふうにお考えなのか、御説明してください。

○総務部長(友永哲男君) お答えをいたします。

確かに協定書を結んでというのは、私ども、認識をいたしております。この中で公的支援のことについてでございますけれども、私どもといたしましては、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況等を注意深く見守りながら、公的支援の良否につきましては、また議会と御相談しながら私どもは検討させていただきたい、そういうふうには今は考えております。

○24番(泉 武弘君) この前、扇山ゴルフ場に対する貸付金を議会が全員一致で否決しましたね、一部退場者が出ましたけれども。この扇山ゴルフ場に対する貸し付けを否決したときの理由というのは、執行部はどのように記憶されておりますか。

○助役(大塚利男君) お答えいたします。

当時は、経営状況も見通しが立たない、そういったことから税金の投入に及ぶのではないかと、市民の理解が得られない、そういったことで私どもは議会でお認めいただけなかった、そのように理解しておるところでございます。

○24番(泉 武弘君) この経営状況が変化したかということになりますと、経営状況についてはほとんど変化は見られない、こういうことであろうと思うのですね。しかし、市長と私との質疑の中で、いわゆる別府市の責任というものについては十分あるのだ、それは代表権を持っている別府市、そして5人の役員を送り込んでいる議会、これから見て当然この別府市の責任はある。このことで私も認識が一致しているのです。その中で、財政破綻状況にある扇山ゴルフ場に公的支援ができるかといいますと、これは地方財政法の縛りの中で、倒産状態の会社に対する公的貸し付けはできないというふうになっていましたので、これを議会がそのまま否決をしたということです。そうなりますと、市長にもその後お願いをいたしておりますけれども、資本強化ですね。現在の資本をどういう形で強化していくのか、これをどのような形で現在協議をし具体的に進めているのか、この点を聞かせてくれませんか。

○総務部長(友永哲男君) お答えいたします。

株式会社扇山ゴルフ場の内部の協議につきましては、詳細については私の方はまだはっきりしたものはわかっておりません。いろいろ自主再建に向けての努力をされているとい

うふうに私どもは聞いております。

○24番(泉 武弘君) 部長、その答弁、いただけないのではないかな。事業報告を出しているわけでしょう。事業報告の中の末尾の方にも、今後の営業方針等が全部出ているわけです。その中で資本強化について、まだ私どもは聞いていませんということではなくして、51%持っている株主として当然これは熟知しておかなければいけない問題ではないのですか。ほかの議員の皆さんはどのようにお考えか私はわかりませんが、私は、経営体質が強化できたときの公的な責任、いわゆる別府市、別府市議会の責任という中において、支援は貸し付けは仕方ないな、しかし、それは何点かの条件がクリアできなければ無理だ、こう思っている。その条件というのは、次のようになろうと思うのですね。

まず経営責任。くどいように僕は言っていましたけれども、この協定書についても過去の経営責任の追及に関して債権者が行うことについては、個人情報保護法に抵触しない限り会社は全面協力をする、こういうふうに協定になっていますから、この経営責任が明確になるということ、これが大変重要だと思います。

それから2番目に、資本の強化を行う。これは命名権の売買なのか、第三者による資本の注入かわかりませんが、これを早急にやらなければいけないのではないかな。それでその具体的な段取りを踏まなければいけない、こう思うのです。

それから、その二つができた段階で、現経営陣で扇山の再建をやっていくのかということになりますと、私はそれはノー、それはむだだ、無理だと。料金を下げたことによる利用者数の増というのは、17年度の4月から8月、18年度の4月から8月の比較を見ますと、利用者数で1,617名ふえています。14.39%実はふえています。これは裏を――市長ね――考えると、こうすれば前にもひょっとしたら経営改善ができたかもしれないという一つの反証例なのですね。こういうことで利用料金の軽減を図ったために、わずか5カ月で1,617名、14.39%も利用者数がふえています。これは大変喜ばしいわけですが、これは私は現経営陣と余り関係ないのではないかと思うのですよ。料金の値下げを決定したことはそうかもしれませんが、やはり今の経営陣で公的資金の貸し付けを要望されても、私はそれは即座に「ノー」と言わざるを得ない、こう思うのです。

そこで市長、何点かお願いをしておきます。早急に資本強化をやっていただきたい。これは、ありとあらゆる方法で資本強化をやっていただきたい。そして、公的支援ができるだけの対応力を扇山ゴルフ場の資本という形で我々に見せてほしい、これが第1点。

それから、経営責任の明確化の問題ですが、これは債権者会議にサインをしています代表の方の一人が全部の資料を持っておられます、過去の。これをごらんになっていただいて、過去になぜこういう経営状態になったのかということをつぶさに検証して、我々にも報告していただきたい。これはお願いいたしておきますし、私もこの代表者に関係資料を出すように、私からも実はお願いしたいと思います。

それから、経営陣の一新ね。今の経営陣で、私はもう無理だというのは自分で判断しているわけです。そこで、取締役会で決定されたことを執行する10名以内ぐらいの執行役員制というのをとったらどうだろうか。これはもちろん無報酬ですよ。それだけの情熱を持っておられる方、在野の中でたくさんおられるのです。むしろそういう方々に経営の執行責任者になっていただくということが、私は経営再建の大きな道筋になるのではないかな、こう思っています。

そこで、来年また3月期には大きな金を返さなければいけない時期が来ますから、この3点について、市長、これは早急にやらなければいけない問題ですが、市長としてこういう私が今提言したことについて、どう今後取り組んでいくのか、市長の決意をお尋ねしておきたいと思います。あ、助役、市長に答弁をお願いした。

○市長(浜田 博君) お答えいたします。

御心配をいただいている点、さらには以前からいろんな資本強化の問題についても御提言をいただいております。私も株主の代表として役員に参画をいたしておりますので、その中で十分に配慮しながら、前向きに一生懸命頑張っていきたい、このように考えています。

○24番(泉 武弘君) 昨日、外国人観光客の来別増減の報告がありましたね。大変うれしいことに、韓国からの来別者が相当ふえております。市長、この機会に資本強化の中にでき得れば韓国の旅行エージェント等に働きかけをして、この資本強化に、金額の多寡にかかわらず出資者としてお願いをしてみるのも、私は非常におもしろい展開になるのではないかという気がしていますし、ぜひともその取り組みをしてほしいな。今、在野のゴルフ場もいろいろな取り組みをしている。韓国に対する働きかけをしていますけれども、まだ資本参加というところは、私が調べた段階ではないようですから、市長、これもぜひとも取締役会で早期に検討していただきたい。いずれにせよ、「待った」がかからないところまで来ていますから、市長が取締役会長ですから、渾身の努力をしていただきたい、このことを要望して、終わります。

○23番(河野数則君) 限られた20分の時間の中で、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

3年半ぶりに、この議場から質疑をさせていただきます。本来ですと一般質問をと思いましたがけれども、うちの山本会派長から、「ヤフードームで観光宣伝があるので、今回は何とか」という話がありましたので、12月に一般質問をやるということで先送りしました。

今、24番議員から、るるお話がありました。一部、私もそのとおりだなという部分があります。それからもう1点は、私も当時、議会選抜の取締役、改修委員長として扇山のゴルフ場の改修には参画をさせていただきました。当時を振り返りますと、平成6年だったなと思っています。市長、そのときは中村・前々市長さんが代表取締役会長、代議士を退任をされました阿部未喜男さんが代表取締役社長ということで、クラブ員の方々からの熱烈な、「日本で一番劣悪なクラブハウス」というような名前もつけられまして、ぜひそのクラブハウスだけでも改修してほしいという陳情が議会にもあり、個人的にもあり、行政の方にも何回もありました。それを受けてこの議場でいろんな議員さんが質疑をされたのを私も記憶をいたしております。そのときに各常任委員会から、たしか1名だったと思いますけれども、4人、それから議長が充て職で監査役、それから別府市の金庫番である収入役さんが監査委員ということで、行政と市長と助役、いろんな方々が十二、三名だったと思いますが、取締役員になられた。その中には金融機関のプロの方もおられました。大分銀行、みらい信用金庫、豊和銀行、農協、それから株主、いろんな方々がおられて構成をされました。そういうことで、私も議会の一委員会の選抜ということで、取締役に就任をさせていただいた記憶があります。そのときには2名の常務さんがおられて、1名の方が――もう名前は言いません、いろいろ語弊があると困りますので――1名の方が扇山ゴルフ場を全部仕切る常務さん、それからもう1名の役所のOBの方が、常務さんがおられましたけれども、この方が改修担当の常務さん。役所の部長2名のOBの方が、役員でおられました。

あるとき、招集がかかりまして、私も取締役に出席をさせていただきましたが、その常務さんから、「河野議員が改修委員長をしていただくとありがたいのですがね」という、皆さんの前で発言がありました。いやいや、平成6年でありますので、「残すところ任期が1年もありませんので、委員長をお受けしても、また選挙をクリアせねばいかんで困りますよ」という発言をしましたけれども、当時、扇山のゴルフ場でゴルフをしたというのは、私とお亡くなりになった朝倉さん、年間に30回、40回、扇山がホームグラウ

ンドで、扇山ばかり利用させていただいた。そのときに朝倉さんが一言、「河野さん、おまえ、年も若いし、これだけクラブ員の方々がクラブハウスの改修を望んでいる。そういうことで受けてやったらどうか」という言葉をいただいて、では、皆さんと一緒にいろんな形の中で御意見をいただけるならお受けしましょうと。ただ1人、反対者がおりました。その方は、別府市の収入役の荒金収入役さん。「いやいや、もう1年しか任期がないから、ほかの人にしたらどうか」という話がありましたけれども、そういうことで私が改修委員長をさせていただいた。

3カ月、半年に1回ぐらいずっと会合を持ちまして、皆さんの御意見をいただきながらやった。当時を思い出すと、今、いろんな論議がありますけれども、皆さんの意見をまとめる中で、当時の方法が一番よかった方法だな。その意見で一致を見ましたので、それは市長、バブルの一番最盛期のときです。ですから、右も左もわからない。別府市の土地が、30万の土地が50万する、50万の土地が100万する。あっちこっちのゴルフ場が、豊岡は27ホールを36ホールに広げる、クラブハウスは建てかえる。ニットもクラブハウスは建てかえる、それから城島もクラブハウスを建てかえる、コース改修をする、グリーンは高麗はベントに変えるというような改修がどんどん行われた時期です。ですから、今の時代のようなことになるとは、私どもも夢にも思いませんでした。

それからもう1点。返済方法が全くなってなかったと言いますけれども、当時は、今回もこういう形の中で平成17年度と18年度の事業計画書、決算報告書が出ておりますけれども、毎年毎年、取締役会の中で、このコースをこういうふうに変えれば入場者がふえてこれだけの増収があります。その増収の分だけを預託者の方々に毎年積み立てしてお返しができるというのが1点。

それから、脇屋さん時代に扇山ゴルフ場が天間に移転をするという議決をしました。そして、中村市長さんの時代に、それが取りやめになりました。現在地でそのまま存続をするということになりました。そのときに扇山ゴルフ場の、土地は別府市の土地ですけれども、上物補償、そういうものが、それから天間の県道のつけかえ、この分を扇山ゴルフ場が建てかえをしようということになりました。その当時の金額は私どもはわかりませんが、ちょうどその前におります友永総務部長さんが財政課長の時代です。私どもは何回も友永さんをお願いして、「何とか調査してほしい」。井上前市長さんも、何とか調査をして、どれぐらい扇山ゴルフ場にお返しができるのかという金額をはじき出しました。それが、ここに資料を持ってありますけれども、2億6,500万という数字が出ました。それで、その金額を平成15年、16年、17年の3カ年で8,500万ずつ扇山ゴルフ場にお返しをした。その扇山ゴルフ場にお返しをするときに、私も井上前市長さんと話を何回もしましたけれども、「このお金は扇山ゴルフ場の運営資金ではありませんよ、預託者の方にお返しする一部にするのですよ」という条件つきで別府市から議決を得て扇山ゴルフ場にお返しをしたという記憶があります。それ以後3年半、5年ぐらいにもうなりませんけれども、ここに私の義兄の三ヶ尻・前々議長さんがおられますけれども、私ども何人かが議長推薦を得ませんで、扇山の土地の方から外れました。ですから、このお金が、私も県会議員に立候補して落選しまして3年半、扇山のこれにかかっておりませんから、この2億6,000万がどうして、どう消えたのかということは、まだ調査していませんけれども、わかりません。しかし、そういう経過があったことだけは覚えておいてください。

それから、もう二、三点申し上げたい。時間が10分しかありませんけれども、24番議員が、中村市長時代に改修費が5億だったものが、何で12億に膨れ上がったのかという疑問がなされています。どこで5億が12億の数字が出たのかな、私も改修委員長として不思議でなりません。というのは、先般、市長の方にも報道されたものを差し上げたと思えますけれども、平成7年に報道された、私も覚えておりますけれども、このときは総額

17億だったのです。そして1次改修費が12億円、そして2次改修費が5億円。ですから、最初の平成6年から7年にかけて、もうすでに中村前々市長さん、阿部未喜男前々社長さんのときから12億円かけて扇山ゴルフ場は改修するのですよという素案がまとまっていた。それを私ども改修委員会にいただいて、これをするべきかどうなのかという話を全部したのですけれども、「無理があるのではないかな」という声も随分ありました。しかし、それが市長、なぜその改修をしなくてはならなかったかということが1点あります。それは、私どもに、その改修委員会にそういうものの話をいただいた、そして議会にもそういうものが提示された時点で、もうすでに東京のリゾートコネクションという会社に1億1,360万円でコース改修、クラブハウス実施設計、それから下水道工事の設計委託料、それから広告宣伝料、もろもろを含めて、そのリゾートコネクションという会社に1億1,360万円で契約がなされていました。そして我々がわかったときは、すでに6,388万円のお金がもう支払われていました。それを受けて、では、これを全部話を破棄すると6,600万円はどうなるのかなという論議になったわけです。

そうこう話をしているうちに選挙がありまして、平成7年に井上市長さんが誕生されて、またどうかならんかという話になった。しかし、もうこれは継続してやらなければしょうがないなということで、では、もう東京の業者の方はこの6,600万円でこらえていただいて、管理を地元の業者へお願いしよう、あと6,600万も払わんで何とかならんかということになって、常務が東京に何回か行きまして交渉した結果、では、もう6,380万円いただいたからいいでしょうということで、管理を別府市の方で大分に事務所がある松井設計さん、この方に500万円だけお払いして管理をお願いしよう。ですから、実質的には6,600万円ぐらいで、半額でできたという経過もあります。ですから、24番議員が指摘された、5億がなんで12億……。これは大きな大間違い。私は今指摘しておきます。

それからもう1点ね。12月でまた詳しく、私も議事録、7年間取締役をさせていただきまして、7年分の議事録を全部持っています、扇山ゴルフ場の。それを全部今度は1時間かけてひもといてやらせていただきますけれども、24番議員と私がここでやり取りはできませんので、議長と行政の方々にお問い合わせがあります。ぜひ調査と、議長の職権でこういうことがあっていいのかなという思いをちょっと二、三分しゃべらせてください。

それは、ある議員ということで名指しはしていませんけれども、はっきり申し上げて、私のはっきり言えば、わかっているのは扇山ゴルフ場の中で一生懸命汗を流して皆さんにお願いをして会員権を売ったのは、私と朝倉さんだけです。ほかの議員さんは余り、ほとんど売っていません。それも改修委員会の中で皆さんが「会員権が売れない、売れない」。では、改修委員の方々も少しでも会員権を売る努力をしたらどうかという取り決めをしました。その中で私は委員長として、私のグループを全部集めて、何とか皆さんお願いできんかなということで、私は恐らく二十七、八口だった、30口とは言いませんけれども、それぐらい、私を含めてグループの中で会員権を売らせていただきました。

それに、どこで資料を入手したのか聞いたのかわかりませんが、こういうことになっています。議員が1口50万円もらった、それが事実かどうかわかりませんが、本人が言っていますけれども。最後の結びに、「間違いはない」という中で、もしその議員がもらっているならお返ししなさい。返せないときは、この議場で確証をちゃんと出して、ちゃんとやりましょう、ということで結んでいます。ここにこういうふうに書いています。私もこの議事録、議長に許しをいただいて議事録をもらいました。この中に、「もしお返しせん場合は、この議場でちゃんとしたものをとらせてもらう」と、発言なされている。

預託者の方々にも、私は何名かお会いしました。話もいろいろ聞きました。きょうは申し上げませんが、12月にまた話したいと思いますが、これ、扇山ゴルフ場の再生

の問題と個人にかかわる問題、大きなやっぱり名誉の問題になります。はっきり、さっき申し上げた私と亡くなった朝倉さんが一生懸命汗を流させていただいて、会員の皆さんに「会員権を買ってくれませんか」と一生懸命したのも、2人で歩いたのも覚えています。そういう中で「朝倉、河野」。私はもうはっきり申し上げます。ですから、ここまでちゃんと言われるのなら、朝倉さんが幾らもらったのか、河野が幾らもらったのか。それから、この議員さんの中で個人で会員権を買った人が何人かおるのです。その人が、私に言わせると、では400万円の額面が350万円で買えるのですか。皆さん400万円払っている。そこら辺が、私はこの議場の中でうわさ、聞いた、報道があった。しかし、私もこの今報道を持っています、報道を持っています。これが果たして50万円もらった根拠づけになる報道かなというふうに私も考えています。

ですから議長、ひとつぜひそういううわさとか聞いた発言が、この議場で発言していいのかどうなのか。それがよければ、うわさで幾らでも出しますよ。あの人がかこうしたと言っておるぞ、あの方はこんなことをしておるぞと、うわさなら幾らでも出せる。私は、議場とはそんなものではない。

それからもう1点。担当は総務部長と申しますけれども、総務部長、ぜひ私を含めて議員がどなた、どういう人の議員が1口50万円いただいたのか。それはゴルフ場を調べれば、市長、すぐわかる。ゴルフ場だって1口50万円出すのにポケットから直で出しませんよ。当然ちゃんと帳面に載せながら、支出があるはずですよ。いただいた人も、まして私がいただいたならば、これは所得になる。納税義務があります。ただでポケットへ入れたら脱税行為になりますから、そういうものではない。ですから、部長、事実は聞けばすぐわかる、扇山ゴルフ場に聞いていただいて、これは本当に50万円出したのか、1口。出したのか出さないのか、そこら辺も調査方をさせていただきませんか。もう時間がありません。12月までにそのことを調査させていただいて、ちゃんと結論をつけたいな。今、私は弁護士に相談しています。いや、これは名誉棄損に……、どうなるかわかりません。

それからもう1点だけね。扇山ゴルフ場の説明会、債権者の方に説明会がありました。私に通知がありました。私は会社にこうお答えしました。「改修委員長として逃げも隠れもしません。要請があればいつでも出席してお答えします」という返事をしました。会社側からこういう返事がありました。井上前市長さんから、もうお許しをいただいてここに借りてきていますけれども、内容証明つきで「出る必要があれば……」、もう中身は言いませんけれども、「出る必要がない、欠席します」という通知がありましたので、「改修委員長の河野さん、あなたが一人来てくれて話しても困るがな」という話がありました。本来なら2名来て話をしてくれなければいけません。「では、私1人が行ってもだめなのですね」と言って欠席をさせていただいた。そうしたら社長、平野さんというのですか、田辺さんという、どっちの名前かわかりませんが、社長が言うのは、「河野さんからは欠席、井上さんからは文書で欠席」ということだけしか伝わらなかった。ある方から、「河野さん、何であなた出席せんの」、「いや、しましたよ」と。ここではっきり申し上げます。逃げたものではありません。そういう答えをさせていただきました。

もう時間ありませんから、ぜひ議長の職権で先ほど申し上げたうわさ、聞いたことをこの議場で発言していいのかどうなのか。それと、その50万円をどなたの議員がどういう形でいつの時期にいただいたのか、何口分が、それをぜひ調査してください。これで終わります。答弁は要りません、12月で結構です。

○議長（永井 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上6件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承を願います。  
休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

○副議長（吉富英三郎君） 先ほど、議長・永井正君から私あてに議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

永井正君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。

よって、永井正君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（吉富英三郎君） ただいまの出席議員は、29名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○副議長（吉富英三郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉富英三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

○副議長（吉富英三郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

（投 票）

○副議長（吉富英三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉富英三郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○副議長（吉富英三郎君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番萩野忠好及び13番野口哲男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

これより、開票を行います。

(開 票)

- 副議長(吉富英三郎君) 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数29票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。  
そのうち有効投票28票、無効投票1票。  
有効投票中、

26番 原 克 実 君 25票  
10番 平 野 文 活 君 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

よって、原克実君が議長に当選されました。(拍手)

ただいま議長に当選されました原克実君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新・旧議長より、それぞれ退任と就任のごあいさつをお願いいたします。

(あいさつ準備)

- 副議長(吉富英三郎君) それでは、新・旧副議長より、それぞれ退任・就任のごあいさつをお願いいたします。

〔旧議長あいさつ〕

- 旧議長(永井 正君) 貴重な議会の時間を拝借いたしまして、一言お礼のごあいさつを述べさせていただきます。

在任中は、何かと至らぬ点多々ございましたが、議員の皆様方の御指導・御協力をいただきまして、無事議長の大任を果たすことができました。ありがとうございました。

また、市長初め助役さん、また部課長さん、大変お世話になりました。ありがとうございました。

楠港をめぐって市民を二分するような大きな問題もございましたが、大分県の市議会議長会でよくよその議長さんから、「別府はにぎやかだな」と言われておりました。にぎやかは、結構でございます。議会は議論をするところですから、大いに議論を交わしていただきたいと思ひますし、また今後も別府市議会は活力ある市議会であってほしいと思ひております。

これからは、一議員として議長在任中に学びました貴重な経験を生かしながら、市勢発展に努めてまいりたいと思ひております。今後とも御指導のほどをよろしくお願ひ申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〔新議長あいさつ〕

- 新議長(原 克実君) 一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、多くの議員の皆様方より議長の御推挙をいただきまして、大変にありがとうございました。新たな決意で議長の職務に務めさせていただきたいと思ひます。浜田市長のもと、執行部の皆様方とも十分な調和の中で議会と執行部と両輪のごとくしっかりと務めさせていただきたい、このように思ひます。

本来、地方自治法の趣旨であります市民福祉を中心に、市民に開かれた議会を目指してしっかり今後とも取り組んでいきたい、このように思ひます。

議員の皆様方には何かと御迷惑をかけますが、今後とも御指導をお願いいたしまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。(拍手)

- 副議長(吉富英三郎君) 市長よりごあいさつがありますので、お願ひいたします。

〔市長あいさつ〕



○市長（浜田 博君） 行政を代表いたしまして、一言お礼とお喜びを申し上げたいと思います。

永井市議会議長さんにおかれましては、平成17年の6月に開催されました第2回別府市議会定例会において市議会議長に就任されて以来、今日まで1年と3カ月にわたりまして、別府市勢の発展、地域住民の福祉向上に多大なお力添えをいただきましたことに対しまして、行政を代表して厚くお礼を申し上げる次第でございます。また感謝を申し上げたいと思います。

中でも、今月の7日、緊急的な課題であります中心市街地の活性化策と官民協働のまちづくりに向けて、別府市と商工会議所との関係修復に、市議会を代表して仲介役となっただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

また、ただいま大多数の議員皆様方の御支持によりまして、新しい市議会議長に就任をされました原議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げて、お祝いのごあいさつとさせていただきます。本当におめでとうございました。（拍手）

○副議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（原 克実君） 再開いたします。

それでは、日程第4により、議員提出議案第7号基地対策予算の増額等を求める意見書から、議員提出議案第11号地方財政の充実・強化を求める意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・国実久夫登壇）

○4番（国実久夫君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付してあります意見書を読み提案理由の説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々な問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生じる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1、基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月15日

別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 殿  
防衛庁長官  
防衛施設庁長官

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・樋口 太君登壇）

○1番（樋口 太君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の堅持と地方道路整備財源の充実に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、その整備は住民が長年にわたり熱望しているところである。

また、少子・高齢化が進む中、活力ある地域のまちづくりを推進するため、安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路の整備はより一層重要になっている。

別府市においては世界に誇る温泉と、文化・スポーツを観光資源とする「ONSENツーリズム」を推進し、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を目指し、個性的で豊かな観光温泉まちづくりに取り組んでいます。

このような中、国においては、昨年末「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定し、道路特定財源の一般財源化を図ることを前提に議論されておりますが、道路特定財源制度は立ち遅れた我が国の道路整備推進のため、道路利用者がその利用に応じて設備費を負担する受益者負担の目的税として制度化されたもので、その用途は全て道路整備に充当されるべきである。

よって国におかれましても、社会資本整備重点計画法の趣旨に則り、福祉の向上、社会経済の発展と密接にかかわる道路整備を長期的視点に立って着実に推進するとともに、その財源として道路特定財源を確保されるよう下記の事項において強く要望する。

記

1、受益者負担の合理的な考えに基づく制度である道路特定財源を堅持し、一般財源化や他の目的に転用することなく、全て道路整備に充当すること。

2、地方の道路整備について、自主性・裁量性を高め、住民ニーズを反映した地域の課題に的確に対応した整備を機動的に進められるため、国道10号の拡幅、国道500号及び別府挾間線等の幹線道路網の整備や鉄輪温泉地区のまちづくり・別府駅周辺地区まちづくり交付金等の規模拡大など必要な資金の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月15日

別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 殿  
国土交通大臣  
金融・経済財政政策担当大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（18番・山本一成君登壇）

○18番（山本一成君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付してあります意見書を読み提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書

我が国の経済は、一部の大手企業の設備投資、生産、収益等で回復基調にあるものの、依然として地域経済や中小企業に不況感が強く、個人消費の横ばい、原油の高騰に端を発した原材料価格の値上げなど、不安定要素は増している。

しかも、近年一部では改善が見られるものの、中小企業向け貸し出しは総じて減少しており、金融環境は厳しい状況が続いている。また、大量の不良債権が発生し、金融機関の破綻や金融システムの不安を引き起こした。

このような中、金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクション

ョンプログラム」や「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」に続き、昨年3月には「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」が出されたが、地域経済の活性化のため中小企業金融の円滑化に向けたさらなる対策を講ずることが求められている。

よって、国においては、下記事項の実現に向けて政府系並びに民間の金融機関に対し要請するなど、適切に対処するよう強く要望する。

記

1、貸し手と借り手の公正な取り引き関係を維持しつつ、地域と中小企業に対し、より円滑な資金供給や利用者利便を図ること。

2、物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月15日

別府市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣 殿  
金融・経済財政政策担当大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・嶋 幸一君登壇）

○2番（嶋 幸一君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

多重債務を未然に防止し消費者保護の徹底を求める意見書

カード・クレジットや消費者金融を利用して返済困難に陥っている多重債務者は、現在、推定で150万人～200万人と言われている。また、個人の破産件数についても2003年（平成15年）には年間24万人を超え、さらに経済・生活苦による自殺者も2004年（平成16年）には年間8,800人にのぼった。大半の多重債務者は債権者の厳しい取立を恐れて返済のための借金を繰り返し、家庭崩壊や犯罪を招いている。自殺や犯罪に至らなくとも、税金滞納・公共料金滞納・子の教育費滞納などにより、自治体財政をも疲弊させている。国民の10人に1人が消費者金融を利用し、国民1人当たり2枚のクレ

ジットカードを所有している我が国において、誰もが多重債務に陥る可能性がある。

殊に、大分県は、10年以上前から人口当たりの自己破産件数が全国1位から3位で推移しており、最も大きな被害を受けている地域の一つといえる。その原因は、九州特有の日掛け金融業者（日賦貸金業者）が存在することや金利規制を潜脱しようとする保証料名義で借り主に上限金利以上の金銭を負担させている業者が多いことにある。

こうした「多重債務社会」の一方で、大手消費者金融（サラ金）は、現在も高収益をあげ、役員は「長者番付」の上位の常連となっている。その背景には、平均2%程度の低金利による資金調達で、利息の上限違反に刑罰を科す出資法（年29.2%、日掛け金融の特例は年54.75%）と、民事的効力の限界となる利息を定める利息制限法（15～20%）の上限金利の差、いわゆるグレーゾーンの利率で貸し付けるという実態がある。この異常に大きい金融業者の利ざやの一部を消費者に還元することで、自治体財政や公共料金滞納は相当程度解消すると見られる。

この問題については、2003年改正出資法附則第12条で、2007年（平成19年）1月をめぐりに消費者金融の金利規制を見直すこととされており、また、グレーゾーン金利を事実上否定する最高裁判決が今年1月に出されたこともあり、これから国会での議論が本格化するところである。

以上の理由から、国におかれては、多重債務の未然防止を図り、高金利の自治体財政への悪影響を解消するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1、出資法の上限金利（年29.2%）を、利息制限法の制限金利（年15～20%）、将来的には消費者契約法における遅延損害金の制限金利（年14.6%）まで引き下げる
- 2、見なし弁済規定（貸金業規制法43条）を廃止すること。
- 3、日賦貸金業者等の特例金利を廃止し、その他の一切の特例金利を認めないこと。
- 4、保証料等の名目での脱法的な金員の徴求を厳格に禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月15日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

殿

法務大臣

財務大臣

金融・経済財政政策担当大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（5番・麻生 健君登壇）

○5番（麻生 健君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっている。国が法令に基づく事業実施を自治体に義務付け、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財政調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要である。

しかし、経済財政諮問会議「歳入歳出一体改革」のこれまでの議論や政府が進める効率性や財政コスト削減という観点だけでなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティーネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し地方財政の充実・強化をめざす立場から次のことを強く求める。

#### 記

1、国が法令に基づく事業実施を自治体に義務付け、自治体間の財政力格差が大きい現状においては地方交付税制度の財政調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。

2、地方財政再建と地方財政自立にむけた第2期の改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基礎基盤につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月15日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

殿

財 務 大 臣

金融・経済財政政策担当大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。  
上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これにて、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成18年第3回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成18年第3回市議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会